第１章　　総　　則

第１章　　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第４条の規定により、福島県知事から指定（指定年月日　昭和30年6月1日）された指定水防管理団体である郡山市が、同法第33条第１項の規定に基づき、郡山市内における水防事務の調整及びその円滑な実行のために必要な事項を定め、郡山市の地域に係る河川、湖沼の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

１　水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

２　指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

３　水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

４　消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

５　消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

６　水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

７　量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

８　水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。

９　洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第３項及び第４項）。

10　水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそ

れがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。

11　水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

12　水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の２）。

13　水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

14　水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15　氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16　避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

17　氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18　氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

19　内水氾濫危険水位

法第13条の２第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20　洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21　雨水出水特別警戒水位

法第13条の２第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22　重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

23　洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

24　内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）。

25　浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の６）。

第３節　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1　県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。

（１）指定水防管理団体の指定（法第４条）
（２）水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
（３）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の２）
（４）都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）※福島県は平成 12 年に廃止し、防災会議に一本化
（５）気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）
（６）洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第４項）
（７）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
（８）水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項、第 13 条の２第１項並びに第 13 条の 3）
（９）洪水予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
（10）洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の２及び 14 条の 3）
（11）都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
（12）水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）
（13）水防信号の指定（法第 20 条）
（14）氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）

（15）避難のための立退きの指示（法第 29 条）
（16）緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
（17）水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
（18）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
（19）水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

2　水防管理団体等（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

（１）水防団の設置（法第５条）
（２）水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
（３）平常時における河川等の巡視（法第９条）
（４）水位の通報（法第 12 条第１項）
（５）水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の２第２項）
（６）内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の２）
（７）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
（８）避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）
（９）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の３）
（10）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）
（11）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
（12）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
（13）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
（14）警戒区域の設定（法第 21 条）
（15）警察官の援助の要求（法第 22 条）
（16）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
（17）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
（18）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
（19）避難のための立退きの指示（法第 29 条）
（20）水防訓練の実施（法第 32 条の２）
（21）（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）
（22）（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
（23）水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
（24）水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
（25）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
（26）水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
（27）消防事務との調整（法第 50 条）

3　国土交通省の責任

（１）洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第３項）
（２）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
（３）水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）
（４）洪水予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
（５）洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

（６）大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）
（７）水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
（８）氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の２第２項）
（９）重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
（10）特定緊急水防活動（法第 32 条）
（11）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
（12）都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

４　河川管理者の責任
（１） 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
（２） 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
（３） 氾濫等の通報（法第 24 条の２）

５　下水道管理者の責任
（１） 水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の２）
（２） 氾濫等の通報（法第 24 条の２）

６　気象庁の責任
（１）気象、洪水の予報及び警報の発表、通知及び周知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）
（２）洪水予報の発表、通知及び周知（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第３項及び第４項）

７　居住者等の義務
（１）水防への従事（法第 24 条）
（２）水防通信への協力（法第 27 条）

８　水防協力団体の義務
（１）堤防等決壊の通報（法第 25 条）
（２）決壊後の処置（法第 26 条）
（３）水防訓練の実施（法第 32 条の２）
（４）業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第４節　水防計画の作成及び変更

１　水防計画の作成及び変更（法第 33 条）

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、福島県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

２　大規模氾濫減災対策会議（法第 15 条の９）

国土交通省大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」ついては、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第５節　安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。